

## 虎の門病院取材・撮影受入れ実施要領

### (趣旨)

1. この要領は、虎の門病院に対する外部機関等による取材・撮影等の申込みに関する必要事項を定めたものである。

### (受入条件)

2. 各種メディア・広告代理店・プロダクション等から取材及び写真撮影等の依頼があった場合、下記の条件のいずれかに該当するものについて、受入部署の責任者と協議の上、院長がその可否を決定する。

- 1) 興味本位のものでなく、医療や公衆衛生等の向上に資すると思われるもの
- 2) 公的機関よりの取材によるもの
- 3) 社会的、学問的意義の高いもの
- 4) その他、特に院長が取材等に応じることが適当と認めたもの

### (手続)

3. 許可の申請は、院長宛の取材申し込み書と誓約書の提出によるものとする。

### (取材上の注意事項)

4. 許可された場合は、次の事項について厳守すること。

- 1) 患者の顔は写さないこと
- 2) 来院者に迷惑を及ぼさないこと
- 3) 病院の業務及び交通の妨げにならないこと
- 4) 病院名を入れる場合は特に明記すること
- 5) その他、取材についての細部事項は病院管理者の指示に従うこと

国家公務員共済組合連合会  
虎の門病院

施行日 昭和58年4月 1日  
改 定 平成28年4月25日